

一般社団法人日本歯車工業会
委 員 会 規 定

一般社団法人日本歯車工業会定款第52条に基づき、一般社団法人日本歯車工業会に委員会を設置し、その規定を定める。

(設置)

第1条 一般社団法人日本歯車工業会（以下「工業会」という）に、常設委員会と特設委員会を設置する。常設委員会は下記の通りとし、特設委員会は必要に応じ、都度の理事会で定める。

- (1) 広報委員会
- (2) 総務委員会
- (3) 技術・企画委員会
- (4) 海外調査・対応委員会
- (5) 標準化委員会
- (6) 経営研修委員会
- (7) JGMA ギヤカレッジ企画・運営委員会
- (8) ギヤカレッジ・フォローアップ研修会企画・運営委員会
- (9) 表彰検討委員会

(業務)

第2条 委員会の業務は、各委員会が作成する業務計画書及び事業支出予算書をもって、予算年度の最初の理事会に提出し承認を経なければならない。

2. 委員会は、当該年度途中において、やむを得ない業務計画或いは業務支出予算の変更を伴う修正をせざるを得ない場合も同様とし、都度理事会に変更理由とともに提案し、承認を得なければならない。

(構成)

第3条 委員は、会員又は学識経験者のうちから選任し、工業会会長（以下「会長」という）がこれを委嘱する。委員の変更においても同様とする。また、委員の辞任においては、事前に会長に届け出、承認を得るものとする。

2. 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって構成し、必要に応じ、幹事を置くことが出来る。
3. 委員長、副委員長及び幹事は、委員の互選により選任し、理事会の議を経て会長が委嘱する。
4. 委員長、副委員長、幹事、委員は、1年毎に見直すことを原則とし、各予算年度の最初の理事会に提案し、承認を経て、会長が委嘱する。

(職務)

第4条 委員長は、委員を代表して次の事項を行う。

- (1) 委員長は、委員会を招集してその議長を務める。
- (2) 委員長は、委員会の議事を取りまとめこれを理事会に報告する。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 幹事は、委員長の命を受けて議案の企画、立案並びに議事録の作成にあたる。

(会議)

第5条 委員会は次の場合に開催し委員長が招集する。

- (1) 会長又は委員長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会又は委員会が決議したとき。
2. 委員会は、委員会の決定により、定例日を定めて開催することが出来る。

(案内)

第6条 委員会は決定した内容を会員に周知する場合、発信元は委員長名にて行う。

(任期)

第7条 委員の任期は、基本的に1年毎に見直すものとする。

(議事録)

第8条 委員会の議事については、議事録を作りこれを保存する。

(謝金・費用弁済)

第9条 委員会が開催する講演会等、運営上必要な会合等への出席に対する謝金、旅費・交通費の規定は、各々「謝金の支払い運用規定」「旅費・交通費の支払い運用規定」に定めるものとする。

(改廃)

第10条 本規定の改廃は、理事会の承認を経てこれを行う。

(付則)

本規定は昭和55年2月28日から実施する。

昭和55年 2月28日制定
平成16年 7月 2日改定
平成29年12月 8日改定
令和 1年12月 6日改定
令和 3年 2月19日改定